

規制改革ホットライン処理方針

(令和4年9月16日から令和4年12月14日までの回答)

資料4

スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ関連

| 提案事項                              | 所管省庁回答            | 区分(案)<br>(注) | 別添の該当<br>番号 |
|-----------------------------------|-------------------|--------------|-------------|
| デジタル教材作成時の著作物利用に関する規制緩和           | 現行制度下で対応可能        | △            | 1           |
| スタートアップ拠点形成に向けた外国人起業家の在留資格取得要件の緩和 | ①検討を予定<br>②、③対応不可 | ◎            | 2           |
| 株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制の緩和①     | 検討を予定             | △            | 3           |
| 法人登記時の公証人による定款認証の撤廃               | その他               | ◎            | 4           |
| 脱炭素社会に向けた環境配慮型コンクリートの活用の促進        | 対応不可              | ◎            | 5           |

(注)

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| ◎ | 各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項            |
| ○ | 所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項        |
| △ | 再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項 |

別添

番号:1

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 所管省庁への検討要請日<br>令和4年11月18日 | 回答取りまとめ日<br>令和4年12月14日  |
| 提案事項                      | デジタル教材作成時の著作物利用に関する規制緩和   |
| 具体的<br>内容                 | 右記のような現状下、EdTechの推進を図る観点からも、著作権者に対する当然の配慮は踏まえつつ、著作物の広範な利用を促進するために現行の制度を見直す必要がある。オンデマンド配信も有効な手段であるオンライン授業の特性を勘案し、一定の期限等制限を設けつつ、「同時中継」でない場合も補償金の支払いを不要とすべきである。  |
| 提案理由                      | <p>変化の激しい時代に自ら価値を創造できる人材を育成するためには、現在の一元的な教育カリキュラムを改め、個々の学生・生徒や、学びなおしを求める社会人等が置かれている個別の状況やニーズに則した、きめ細かいカリキュラムを提供することが求められる。しかしながら、例えば著作権法上、他人の作品等を用いて主会場で行った授業を録音・録画したデータについて、後日、副会場に改めて送信する場合には補償金の支払いが必要となり、個別カリキュラムの提供に支障が生じている。</p> <p>(要望実現により)対面授業とオンライン授業を併用する場合、本会場・副会場の双方において時間割を柔軟に設定できるため、各会場の実情に合った講義を提供することが可能となる。また、リカレント教育において、大学生・大学院生への講義を別途夜間の時間帯にオンデマンドで視聴可能にすることによって、大学の教員の負担を増やすことなく社会人の学びなおしを促進できる。さらに、企業の実務担当者による夜間の講義を大学生・大学院生に昼間時間帯に視聴可能にすることで、実学的かつ最新の講義を受講することが可能となる。</p> |
| 提案主体                      | 一般社団法人日本経済団体連合会   |
| 所管省庁                      | 文部科学省   |
| 制度の<br>現状                 | <p>著作物を公衆送信などする場合には、著作権者の許諾を得て、必要に応じて利用の対価を支払うことが原則です。</p> <p>授業目的公衆送信補償金制度は、ICTを活用した教育における著作物等の利用の円滑化を図り、学校等の教育の質の向上や教育機会の充実等に資するため、著作権者の権利を制限することで、著作権者の許諾を得ることなく学校等の授業の過程で行われる公衆送信を広く行えるようにするとともに、権利が制限された著作権者への適切な対価還元の観点から、補償金をお支払いいただくものです。</p> <p>ただし、従前から無償利用が可能であった、遠隔会議システム等を利用して、離れた学校の学級同士を同時中継で行ういわゆる「遠隔合同授業」については、仮に補償金の対象とした場合、長期間にわたって社会に定着していた法規範に変更</p>   |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | <p>が加えられることにより法的安定性が損なわれ、教育現場の混乱を招きかねないとして、補償金の対象から除外されています。</p>  |
| <p>該当<br/>法令等</p> | <p>著作権法第 35 条(学校その他の教育機関における複製等)</p>  |
| <p>対応の<br/>分類</p> | <p>現行制度下で対応可能</p>   |
| <p>対応の<br/>概要</p> | <p>ご提案内容にあるように、ICT を活用した教育の推進と著作権者に対する配慮のバランスは重要であり、現行の授業目的公衆送信補償金制度は、著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランスを取る制度となっています。この制度を活用し、一人当たりにして低廉な金額の補償金をあらかじめお支払いいただくことで、個別カリキュラムを提供するためのオンデマンド授業においても、個々の著作権者への連絡や協議などといった許諾を得るために必要な手続を一切要することなく著作物の利用が可能であり、著作物の利用を促進しています。</p> |
| <p>区分(案)</p>      | <p>△</p>  |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 所管省庁への検討要請日<br>令和4年11月18日 | 回答取りまとめ日<br>令和4年12月14日  |
| 提案事項                      | スタートアップ拠点形成に向けた外国人起業家の在留資格取得要件の緩和   |
| 具体的<br>内容                 | <p>経済産業省が選定する「J-Startup 地域版企業」に選ばれていること、あるいは日本の大学・大学院と事業提携を行っていること、プライム上場企業より一定の出資を受けていることのいずれかを要件として、①国家戦略特区と同様にコワーキングスペースを事業所とみなす要件緩和、②最低資本金 500 万円から 300 万円への引き下げ、③外国人起業活動促進事業における起業準備期間の資格外活動(週 28 時間以内の就労)の容認を行うべきである。</p>   |
| 提案理由                      | <p>日本が世界有数のスタートアップ拠点を形成するためには、優れた外国人起業家を積極的に誘致することが欠かせない。とりわけ日本の大学・大学院の研究成果等を事業化する予定であったり、日本のプライム上場企業より一定の出資を受けているなど有望な外国人起業家については、優遇措置を設けることで、起業・成長しやすい環境を提供することが有効である。</p> <p>現行制度下で外国人が日本で起業するには、在留資格「経営・管理」の取得が必要であり、その要件として、①国内に申請する事業経営のための事業所が存在すること、②その経営・管理に従事する者以外に、日本に居住する2人以上の常勤職員が従事すること、③資本金の額又は出資の総額が 500 万円以上であることなどが求められている。また、実際の起業に先立つ起業準備期間については、経済産業省の外国人起業活動促進事業のもと、在留資格「特定活動」の取得が可能となっており、対象地方公共団体の承認を受けることなどが要件に定められている。</p> <p>しかし、スタートアップの多数を占める IT 関連事業においては、開発やサービス提供においてオフィスに常駐する必要性が乏しく、①の事業所要件は実態に即していない。こうした状況から、国家戦略特別区域においてはコワーキングスペースを事業所とみなす規制の特例措置を設けているが、活用地方公共団体は福岡市、仙台市、京都府に限られている。上記要件③の資本金についても、多くの日本人によるスタートアップの設立時資本金が 500 万円を下回っているなかで、有望な外国人起業家に過度な負担を強いている状況にある。</p> <p>また、経済産業省の外国人起業活動促進事業については、起業準備に該当する事前市場現地調査や法人設立手続等を除く活動が認められない。そのため、来日する外国人起業家は、資本金 500 万円に加え準備活動中の生活・活動資金を入国までに用意する必要がある。仮に起業準備期間中に生活資金が不足した場合でも、一時的な通訳・翻訳業務等により生活資金を取得することはできず、融資や第三者からの資金提供等を受けられない場合には帰国を迫られることにな</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>る。</p> <p>(要望実現により)より多くの有望な外国人起業家が日本で活躍可能となり、日本のスタートアップ振興に資する。</p>  |
| 提案主体  | 一般社団法人日本経済団体連合会  |
| 所管省庁  | 法務省 経済産業省  |
| 制度の現状 | <p>①国家戦略特別区域内において、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用し入国後、初回の在留資格更新時に必要な事業所について、自治体が認定するコワーキングスペース等を最大1年間認める特例が認められています。</p> <p>②出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令により、「経営・管理」の在留資格に係る事業の規模として、「資本金の額又は出資の総額が500万円以上であること」が規定されています。</p> <p>③外国人起業活動促進事業を活用する外国人には資格外活動は認められていません。</p>  |
| 該当法令等 | <p>国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更、在留期間の更新のガイドライン</p> <p>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令</p> <p>外国人起業活動促進事業に関する告示</p>   |
| 対応の分類 | <p>①検討を予定</p> <p>②、③対応不可</p>   |
| 対応の概要 | <p>①制度の現状に記載した、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用し入国後、初回の在留期間更新時に必要な事業所について、自治体が認定するコワーキングスペース等を最大1年間認める特例について、令和4年度中に特例の全国展開に関して検討を開始することとしています。</p> <p>②在留資格「経営・管理」については、在留の途中で事業が立ち行かなくなり、在留活動が途切れることが想定されるような場合には、在留資格「経営・管理」に該当する活動を行うものとは認められないところ、上陸基準省令の「資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用」という基準は、外国人の方が経営又は管理に従事する事業が安定的・継続的に行われることを確認するための重要な基準であって、在留資格「経営・管理」の根幹に関わるものであるため、緩和することは現状、困難です。</p> <p>③外国人起業活動促進事業に関する告示第5の6(1)②において、起業活動促進事業を申請する外国人について、「起業準備活動に係る事業の計画が適正かつ確実なものであること」を要件としており、これは申請人が提出した起業準備活動計画の内容等から、申請人が行おうとする事業に実現性があり、当該事業が継続的・安定的に営まれる可能性が十分に認められるものであることを指しています。これを踏まえ、外国人が起業準備活動を行うに当たっては、当該外国人</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>の生活の基盤が安定している必要があることから、住居及び十分な生活資金があらかじめ確保されていることを要件とし、地方公共団体において当該要件が満たされているか確認をしている。そのため、資格外活動により、生計を立てる手段として、起業準備活動と並行して別の就労を行うことについては、原則として認められません。</p> |
| 区分(案) | ◎  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 所管省庁への検討要請日<br>令和4年11月18日 | 回答取りまとめ日<br>令和4年12月14日   |
| 提案事項                      | 株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制の緩和①  |
| 具体的<br>内容                 | ①譲渡制限付株式報酬の募集に係る有価証券届出書の提出不要の特例に係る制度の見直し譲渡制限付株式報酬を一層活用しやすくするために、右記のようなイレギュラーな事象による譲渡制限の解除があった場合にも「提出不要の特例」を認めるべきである。   |
| 提案理由                      | <p>新株発行や自己株式処分(以下、新株発行等)における有価証券届出書の開示規制は、有価証券の発行者が、事業内容、財務内容、有価証券の発行条件等を投資家に開示する、重要な制度である。一方で、有価証券届出書の開示規制は、株式報酬制度導入の阻害要因となっている。投資家保護の法目的を損ねない範囲で、以下の通り、株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制を緩和すべきである。</p> <p>①譲渡制限付株式報酬の募集に係る有価証券届出書の提出不要の特例に係る制度の見直し</p> <p>2019年7月の府令改正により、譲渡制限付株式報酬の発行に際して一定の要件を満たす場合に、有価証券届出書の「提出不要の特例」が設けられた。しかしながら、付与対象者の死亡や発行会社の組織再編等のイレギュラーな事象による譲渡制限の解除があった場合には、「提出不要の特例」の要件を満たさないことから、提出不要の特例の利用件数は限定的である(譲渡制限付株式報酬を導入した企業1,374社のうち、「提出不要の特例」が利用され、臨時報告書によって開示がなされたのは、81社に留まる(2022年6月末時点))。</p> <p>(要望実現により)企業における株式報酬の利用が広がり、人の活躍促進に資する。</p> |
| 提案主体                      | 一般社団法人日本経済団体連合会  |
| 所管省庁                      | 金融庁  |
| 制度の<br>現状                 | 譲渡制限付株式の募集については、(1)交付対象者が発行会社等の役員等に限られていること、(2)株式に取締役等が交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後3月を超える期間譲渡が禁止される旨の制限が付されていることを条件に、有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出事由としています。  |
| 該当<br>法令等                 | 金融商品取引法第4条第1項第1号、<br>金融商品取引法施行令第2条の12  |
| 対応の<br>分類                 | 検討を予定  |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>対応の概要</p> | <p>株式報酬における株式の譲渡制限解除事由の定めには、様々なものがあり得ると考えられるため、左記(2)の譲渡制限期間に関する要件を充足するかは、本規定の趣旨に照らして個々に判断されるべきものと考えられますが、ご指摘の交付対象者の役員等の死亡等の解除事由については、その定めにかかわらず、左記(2)の譲渡制限期間に関する要件を充足し得ることを明確化することが考えられないか、検討します。</p> <p>なお、譲渡制限の解除事由として、期間以外の定めを設ける場合、譲渡制限の解除時期について、「(当該解除事由が生じた時点)又は●年●月●日(株式の交付日の属する事業年度終了後 3 か月経過時点)のいずれか遅い時点をもって譲渡制限を解除する」と定めるなど、報酬プランの設計を工夫することにより、左記(2)の要件を満たすことも可能と考えられます。</p> |
| <p>区分(案)</p> | <p>△</p>   |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 所管省庁への検討要請日<br>令和4年11月18日 | 回答取りまとめ日<br>令和4年12月14日   |
| 提案事項                      | 法人登記時の公証人による定款認証の撤廃  |
| 具体的内容                     | 法人設立時にモデル定款および電子署名を利用することを要件として、公証人による定款認証を不要とすべきである。  |
| 提案理由                      | <p>法人(株式会社)の設立にあたっては、登記に先立ち、公証人による定款認証が求められている(会社法第30条)。2020年に「法人設立ワンストップ・サービス」が開始した後も、この定款認証については別途の予約・面談が必要であり、手続の完全ワンストップ化・デジタル化の阻害要因となっているほか、資本金の額等に応じて3~5万円の手数料が発生するなど、起業家にとって時間・費用双方の観点で負担となっている。</p> <p>法務省は、定款認証については、①定款の存否、定款の記載内容全体について明確性を確保し、会社法等の関係法令違反の有無を確認することで、定款や法人格の存立にまつわる紛争を予防する機能、②定款作成の意思の真正性を確保し、不正な起業・会社設立を抑止する機能、③定款認証の際に実質的支配者となるべき者の把握を行う機能を有するとしている(規制改革推進会議第7回スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ提出資料、2022年4月14日)。</p> <p>このうち、①については、会社法等の関係法令に適合したモデル定款の早期導入が有効である。また、定款は法人設立後は公証人による認証なしに変更することが可能であるため、定款認証が十分な紛争予防機能を担っているとは言い難い。</p> <p>②については、そもそも代理人による手続が認められているほか、公証人法施行規則第13条の4に定める反社会的勢力の排除については、法人銀行口座を開設する際に同勢力との関係性に係る確認が行われており、反社会的勢力の排除に係る研修等を受けていない公証人にその責を担わせるのは合理的とは言えない。</p> <p>③については、発起人の電子署名による本人確認と改ざん防止措置を担保することで実現可能となる。</p> |
| 提案主体                      | 一般社団法人日本経済団体連合会  |
| 所管省庁                      | 法務省  |
| 制度の現状                     | <p>株式会社を設立するには、公証人による定款認証が必要です。また、公証人による定款認証に当たっては、公証人の面前において、囑託人が、当該定款の署名若しくは記名捺印又は電子署名について自認する必要があります。</p> <p>なお、公証人による定款認証は、①定款の存否、定款の記載内容全体について明確性を確保し、会社法等の関係法令違反の有無を確認することで、定款や法人格の存立にまつわる紛争を予防する機能のほか、②定款作成の意思の真正性を確保し、不正な起業・会社設立を抑止する機能を有しています(公証人は、法令違</p>  |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>反や無効な定款について認証を与えることはできません。)。また、上記②に関連し、マネー・ロンダリング対策の観点から、③定款認証の際に実質的支配者となるべき者の把握を行う取組も行っています。</p>   |
| <p>該当<br/>法令等</p> | <p>会社法(平成17年法律第86号)第30条、公証人法(明治41年法律第53号)第26条、第62条ノ3、第62条ノ6第1項、第4項、公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)第13条の4等</p>   |
| <p>対応の<br/>分類</p> | <p>その他</p>   |
| <p>対応の<br/>概要</p> | <p>定款認証については、規制改革実施計画(R4.6.7 閣議決定)において、法務省は、定款認証時の不正抑止の効果やマネー・ロンダリング防止の効果が定量的に把握されていないことを踏まえて、公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査を行った上で、当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えたとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずることとされていることから、現在、同計画に従って対応を進めているところです。</p> |
| <p>区分(案)</p>      | <p>◎</p>   |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 所管省庁への検討要請日<br>令和4年11月18日 | 回答取りまとめ日<br>令和4年12月14日  |
| 提案事項                      | 脱炭素社会に向けた環境配慮型コンクリートの活用の促進  |
| 具体的<br>内容                 | 建築基準法第37条第1項第2号に掲げる、建築材料ごとの安全上、防火上、衛生上必要な品質に関する技術的基準を定めた平成12年建設省告示第1446号を改めて、コンクリートにセメントを不使用の場合も評価の対象とすることにより、セメントを使用しないコンクリートを指定建築材料として利用することができる道を拓くべきである。  |
| 提案理由                      | セメントを産業副産物に置換する等により、製造時の低炭素化を実現した環境配慮型コンクリートの開発が進んでいる。このうち、セメントを使用しないコンクリートについては、建築基準法第37条の定める指定建築材料として認められていない。そのため、セメントを使用しないコンクリートを、建築物の基礎や主要構造部等の部分に使用する場合、建築基準法第20条により、建築物ごとにその構造方法について国土交通大臣の認定を受ける必要がある。<br>(要望実現により)セメントを使用しないコンクリートが指定建築材料として国土交通大臣の認定を受ければ、建築物への活用が促進され、建築材料の低炭素化が進むことが期待できる。とりわけ、高さが60メートル以下の建築物については、セメントを使用しないコンクリートを用いる場合も、建築物ごとの構造方法への国土交通大臣の認定が不要となるため、手続の大幅な簡素化が期待できる。 |
| 提案主体                      | 一般社団法人日本経済団体連合会   |
| 所管省庁                      | 国土交通省   |
| 制度の<br>現状                 | 指定建築材料であるコンクリートの品質は、建築物に要求される安全性等の性能を確保するため、建築基準法第37条により国土交通大臣が指定するJIS規格に適合するもの、若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを求めています。<br>なお、当該JIS規格に適合しないもの、若しくは当該大臣認定を受けていない材料でも、建築基準法第20条に基づく国土交通大臣の認定を受けることにより建築物への使用が可能です。  |
| 該当<br>法令等                 | 建築基準法第20条<br>建築基準法第37条<br>平成12年建設省告示第1446号  |
| 対応の<br>分類                 | 対応不可  |

|       |  |
|-------|--|
| 対応の概要 | <p>ご提案の建築材料については、一般的なコンクリートと同様に取り扱うことができるものか否かの知見が現状十分でなく、従って、建築基準法で定められている鉄筋コンクリート造等の仕様規定を適用できるものか否かなどについても十分に明らかとなっていないことから、現時点では指定建築材料として位置付けることはできません。</p> <p>なお、現行制度において、建築基準法第 20 条に基づく国土交通大臣の認定を取得することで、ご提案の建築材料を建築物の主要構造部等に使用することは可能となります。</p> |
| 区分(案) | ◎  |